令和５年１０月１５日執行

大洗町議会議員一般選挙

公費負担（選挙公営）の手引き

令和５年８月

大洗町選挙管理委員会

は じ め に

**はじめに**

この手引きは、大洗町議会議員一般選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経の公費負担（選挙公営）を受ける場合の手続きについて記述したものです。

**注１ この公費負担経費は、候補者が供託物を大洗町に没収された場合には請求することができませんのでご留意ください。**

**２ 公費負担分の費用の請求は、１０月３０日(月)までに提出してください。**

目 次

１ 公費負担制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２ 公費負担の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

３ 対象となる候補者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

４ 公費負担の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

５ 選挙公営手続図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

６ 諸手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

（１）契約締結と契約届出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

（２）確認申請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

（３）使用証明書・作成証明書の交付 ・・・・・・・・・・・・・・　７

（４）費用の請求 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

（５）事前審査・各種届出書類の提出日時 ・・・・・・・・・・・・　９

◆選挙運動用自動車（ﾊｲﾔｰ･ﾀｸｼｰ）の諸手続について・・・・・・・・１０

◆選挙運動用自動車の借入れ（ﾊｲﾔｰ･ﾀｸｼｰ以外）の諸手続について・・１２

◆選挙運動用自動車の燃料代（ﾊｲﾔｰ･ﾀｸｼｰ以外）の諸手続について・・１４

◆選挙運動用自動車の運転手（ﾊｲﾔｰ･ﾀｸｼｰ以外）の諸手続について・・１６

◆選挙運動用ビラの作成の諸手続について ・・・・・・・・・・・・１８

◆選挙運動用ポスターの作成の諸手続について ・・・・・・・・・・２０

１　公費負担制度とは

この制度は、町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、町が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

２　公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、町の条例及び公職選挙法で上限等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の３つです。

（１）選挙運動用自動車の使用

（２）選挙運動用ビラの作成

（３）選挙運動用ポスターの作成

３　対象となる候補者

この公費負担制度においては、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

供託物没収点

・町議会議員選挙の場合

供託物没収点

（有効投票総数÷議員定数１２人）×１／１０

４　公費負担の限度額

（１）選挙運動用自動車の使用

**※１の契約と２の契約は、どちらか方式を選択**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約の種類 | 1日上限額 | 選挙運動日数 | 1人当たり上限額 |
| １．一般運送契約（ハイヤー方式） | 64,500円 | 5日 | 322,500円 |
| ２．個別契約（個別方式） | 自動車借入契約 | 16,100円 | 5日 | 80,500円 |
| 燃料供給契約 | 7,700円 | 5日 | 38,500円 |
| 運転手雇用契約 | 12,500円 | 5日 | 62,500円 |

①一般運送契約

選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（同一の日において１台に限る）

各日について64,500円×5日分

②個別契約

（ア）自動車借入契約

自動車の借入れ選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（同一の日において１台に限る）

各日について16,100円×5日分

（イ）燃料供給契約

選挙運動用自動車に供給した燃料の代金

7,700円× 選挙運動日数

（ウ）運転手雇用契約

選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計金額（同一の日において１人に限る）

各日について12,500円×5日分

（エ）上記の契約の相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該業務を業として行う場合に限る。

（オ）選挙運動期間中で①（一般運送契約）を選択した日は２（その他の契約）の計算では選挙運動の日数から除く。

※選挙が無投票となった場合は、届出日（告示日）１日のみが対象になります。

※最大で１日あたりの限度額に告示日から選挙期日の前日までの５日間分を公費で負担します。

（２）選挙運動用ビラの作成

　　　ビラの種類　２種類以内

　　　規　　　格　Ａ４判以内

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1枚当たり上限単価 | 上限枚数 | 1人当たり上限額 |
| 7円73銭 | 1,600枚 | 12,368円 |

【例１】

選挙運動用ビラ１，６００枚の作成を１６，０００円で契約した場合

・１枚あたりの作成単価は、１６，０００円÷１，６００枚＝１０円になります。

この場合は、作成単価が上限を超えているため、

７円７３銭×１，６００枚＝１２，３６８円が公費負担の対象となります。

この額を超える分３，６３２円は候補者の負担になります。

【例２】

選挙運動用ビラ２，０００枚の作成を２０，０００円で契約した場合

・１枚あたりの作成単価は、２０，０００円÷２，０００枚＝１０円になります。

この場合は、作成単価及び枚数が上限を超えているため、

７円７３銭×１，６００枚＝１２，３６８円が公費負担の対象となります。

この額を超える分７，６３２円は候補者の負担になります。

（３）選挙運動用ポスターの作成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1枚当たり上限単価※ | 上限枚数（掲示場数） | 1人当たり上限額 |
| 4,934円 | 72箇所×1.1 | 394,720円 |

　※単価基準額と選挙区のポスター掲示場数を乗じて得た金額に企画費を加え、選挙区のポスター掲示場の数で除して得た金額が上限単価になります。

　（541円31銭×72箇所）＋316,250円＝355,225円を72で割る

4,934円（上限単価）

※１未満の端数がある場合には、これを１に切り上げます。

※１円未満の端数がある場合には、その端数は１円とします。

【参考】令和５年８月現在のポスター掲示場数７２箇所

※作成限度枚数とポスター１枚あたりの単価限度額により算出されるポス

ター作成費用限度額の範囲内で公費負担をします。

【例１】

選挙運動用ポスター１００枚の作成を１２０，０００円で契約した場合

・１枚あたりの作成単価は、１２０，０００円÷１００枚＝１，２００円になります。

この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、１，２００円×８０枚＝９６，０００円が公費負担の対象となります。この額を超える分２４，０００円は候補者の負担になります。

【例２】

選挙運動用ポスター１００枚の作成を５１０，０００円で契約した場合

・１枚あたりの作成単価は、２１０，０００円÷１００枚＝５，１００円になります。

この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、４，９３４円×８０枚＝３９４，７２０円が公費負担の対象となります。この額を超える分１１５，２８０円は候補者の負担になります。

５　選挙公営手続図

**町選管**

**候補者**

**契**

**約**

**業**

**者**

**等**

**①有償契約**

**の締結**

**②契約締結の届出**

　　※契約書を作成

※届出書に契約書（写）を添付

**燃料供給・ビラ作成・ポスター作製は確認申請の手続が必要**

**③確認申請**

※確認申請書を提出

**④確認書の交付**

**⑤確認書の提出**

※確認書は選管作成委

**⑥証明書の提出**

自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成終了後

※証明書は候補者が作成

・自動車使用証明書

（自動車・燃料・運転手）

（燃料は給油伝票の写しを添付）

・ビラ作成証明書

・ポスター作成証明書

**町**

**長**

**⑦費用請求**

**10／30期限**

※請求書＋証明書（＋確認書）

（燃料は給油伝票の写しを添付）

**⑧費用支払**

６　諸手続

（１）契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

ア届出先　　大洗町選挙管理委員会

イ届出期日　契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出の時

契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに

ウ添付書類　各業者等との契約書の写し

　♦注意

※「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。

※契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

（２）確認申請

下記アについては、（１）の契約届出と同時に、確認申請が必要です。

ア確認申請が必要なもの

・選挙運動用自動車の燃料代　金額の制限範囲内であることの確認

・選挙運動用ビラの作成　作成限度枚数の確認

・選挙運動用ポスターの作成　作成限度枚数の確認（掲示場数×1.1）

イ確認申請の方法

・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。

・確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写しまたは控えを保管してください。

・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

ウ確認申請書の提出先　大洗町選挙管理委員会

エ確認書の交付

・申請に基づき選挙管理委員会から交付します。

・交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。

・確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

（３）使用（作成）証明書の交付

上記（１）の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書を作成し、契約業者等に交付（１部）しなければなりません。なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

（４）費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

ア請求する際に必要な提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 必要書類 |
| 選挙運動用自動車の使用 | 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー・タクシー） | ①請求書【様式第１３号】②請求内訳書【様式第１３号　別紙１】③選挙運動用自動車使用証明書【様式第１０号その１】 |
| 上記以外の契約による場合 | 自動車の借入れ | ①請求書【様式第１３号】②請求内訳書【様式第１３号　別紙２（自動車の借入れ）】③選挙運動用自動車使用証明書【様式第１０号その１】 |
| 燃料代 | ①請求書【様式第１３号】給油伝票添付（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの）②請求内訳書【様式第１３号　別紙２（燃料代）】③選挙運動用自動車使用証明書【様式第１０号その２】④選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第７号】 |
| 運転手の報酬 | ①請求書【様式第１３号】②請求内訳書【様式第１３号　別紙２（運転手）】③選挙運動用自動車使用証明書【様式第１０号その３】 |
| 選挙運動用ビラの作成 | ①請求書【様式第１４号】②請求内訳書【様式第１４号（別紙）】③選挙運動用ビラ作成証明書【様式第１１号】④選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第８号】 |
| 選挙運動用ポスターの作成 | ①請求書【様式第１５号】②請求内訳書【様式第１５号（別紙）】③選挙運動用ポスター作成証明書【様式第１２号】④選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第９号】 |

イ請求書の提出の際の注意

・ 支払方法は口座振込みで行いますので振込先は正確に記入してください。

・ 請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

ウ請求書の提出先

大洗町磯浜町６８８１番地の２７５

大洗町選挙管理委員会

TEL 029-267-5111 （内線）299

FAX 029-266-3577

エ請求期限

請求書は必要な添付書類を揃えて、１０月３０日(月)までに提出してください。

（５）事前審査・各種届出書類の提出日時

（ア）公営関係書類の事前審査

各種契約届出書及び確認申請書については、事前審査を行いますので、立候補届出書事前審査（９月２６日（火））の際、併せてお持ちください。

（イ）各種届出書類の提出日時

立候補届出受付事務を速やかに行うため、選挙公営に関する各種届出は、告示日（１０月１０日（火））の午前８時３０分から午後５時までの間に手続してください。

会場は、大洗町役場３階会議室です。

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 |
| あらかじめ | 契約書の写し |
| 自動車使用契約届出書【様式第１号】 |
| 請求のとき | 自動車使用証明書（自動車）【様式第１０号その１】 |
| 自動車使用費用請求書【様式第１３号】 |
| 請求内訳書（自動車）【別紙１】 |

選挙運動用自動車の使用

（ 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 ）

※ハイヤー・タクシーの借上げ

① 有償契約の締結

**候補者**

**一般乗用旅客自動車**

**運送事業者**

③ 使用証明書の交付

②契約締結の届出

④請求書の提出

⑤経費の支払

**町選挙管理委員会**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続 | 必要書類【様式等】 | 添付書類 |
| ① | 有償契約の締結（候補者と運送事業者） | 選挙運動用自動車使用契約書（契約に関する書面） |  |
| ② | ①の契約締結の届出（候補者⇒選管） | 自動車使用契約届出書【様式第1号】 | ①の契約書写し |
| ③ | 使用証明書の交付（候補者⇒運送事業者） | 自動車使用証明書（自動車）【様式第10号その１】 |  |
| ④ | 請求書の提出（運送事業者⇒町長） | 自動車使用費用請求書（自動車)【様式第13号】請求内訳書【別紙1】 | ③の使用証明書 |
| ⑤ | 経費の支払（町長⇒運送事業者） |  |  |

（注）１ 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長

へ④の請求をすることはできません。

２ 町長に対する上記の請求については、町選挙管理委員会で受

け付けます。

選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 |
| あらかじめ | 契約書の写し |
| 自動車使用契約届出書【様式第１号】 |
| 請求のとき | 自動車使用証明書（自動車）【様式第10号その１】 |
| 自動車使用費用請求書【様式第13号】 |
| 請求内訳書（自動車の借入れ）【別紙２(1)】 |

選挙運動用自動車の使用

（ 自動車の借入れ ）

※個別契約

① 有償契約の締結

**候補者**

**借入業者等**

**（レンタカー業者・個人業者）**

③ 使用証明書の交付

②契約締結の届出

④請求書の提出

⑤経費の支払

**町選挙管理委員会**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続 | 必要書類【様式等】 | 添付書類 |
| ① | 有償契約の締結（候補者と借入業者等） | 選挙運動用自動車賃貸借契約書（契約に関する書面） |  |
| ② | ①の契約締結の届出（候補者⇒選管） | 自動車使用契約届出書【様式第1号】 | ①の契約書写し |
| ③ | 使用証明書の交付（候補者⇒借入業者等） | 自動車使用証明書（自動車）【様式第10号その１】 |  |
| ④ | 請求書の提出（借入業者等⇒町長） | 自動車使用費用請求書（自動車)【様式第13号】請求内訳書【別紙２（１）】 | ③の使用証明書 |
| ⑤ | 経費の支払（町長⇒借入業者等） |  |  |

（注）１ 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等運送事業者は町長

へ④の請求をすることはできません。

２ 町長に対する上記の請求については、町選挙管理委員会で受

け付けます。

選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 |
| あらかじめ | 契約書の写し |
| 自動車使用契約届出書【様式第１号】 |
| 自動車燃料代確認申請書【様式第４号】 |
| 請求のとき | 自動車燃料代確認書【様式第７号】 |
| 自動車使用証明書（燃料）【様式第１０号その２】 |
| 給油伝票の写し（給油年月日、自動車のナンバー、給油量、給油金額の分かるもの） |
| 自動車使用費用請求書【様式第１３号】 |
| 請求内訳書（燃料代）【別紙２(2)】 |

選挙運動用自動車の使用

（ 燃 料 代 ）

※個別契約

**候補者**

① 有償契約の締結

**燃料供給業者**

⑤ 確認書の提出

⑥ 使用証明書の交付

②契約締結

の届出

③燃料代の

確認申請　　　　④確認書の交付　　　　　　　　　　　　⑦請求書の提出　　⑧経費の支払

**町選挙管理委員会**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続 | 必要書類【様式等】 | 添付書類 |
| ① | 有償契約の締結（候補者と燃料供給業者） | 選挙運動用自動車燃料供給契約書（契約に関する書面） |  |
| ② | ①の契約締結の届出（候補者⇒選管） | 自動車使用契約届出書【様式第1号】 | ①の契約書写し |
| ③ | 確認申請書の提出（候補者⇒選管） | 自動車燃料代確認申請書【様式第４号】 |  |
| ④ | 確認書の交付（選管⇒候補者） | 自動車燃料代確認書【様式第７号】 |  |
| ⑤ | 確認書の提出（候補者⇒燃料供給業者） |  | ④の確認書 |
| ⑥ | 使用証明書の交付（候補者⇒燃料供給業者） | 自動車使用証明書（燃料）【様式第10号その２】 | 給油伝票の写し |
| ⑦ | 請求書の提出（燃料供給業者⇒町長） | 自動車使用費用請求書（燃料代)【様式第13号】請求内訳書【別紙２（２）】 | ④の確認書⑥の使用証明書給油伝票の写し |
| ⑧ | 経費の支払（町長⇒燃料供給業者） |  |  |

（注）１ 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給事業者は町長

へ⑦の請求をすることはできません。

２ 町長に対する上記の請求については、町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 |
| あらかじめ | 契約書の写し |
| 自動車使用契約届出書【様式第１号】 |
| 請求のとき | 自動車使用証明書（運転手）【様式第10号その３】 |
| 自動車使用費用請求書【様式第13号】 |
| 請求内訳書（運転手）【別紙２(3)】 |

選挙運動用自動車の使用

（ 運転手の雇用 ）

※個別契約

① 有償契約の締結

**候補者**

**運転手**

③ 使用証明書の交付

②契約締結の届出

④請求書の提出

⑤経費の支払

**町選挙管理委員会**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続 | 必要書類【様式等】 | 添付書類 |
| ① | 有償契約の締結（候補者と運転手） | 選挙運動用自動車運転手契約書（契約に関する書面） |  |
| ② | ①の契約締結の届出（候補者⇒選管） | 自動車使用契約届出書【様式第1号】 | ①の契約書写し |
| ③ | 使用証明書の交付（候補者⇒運転手） | 自動車使用証明書（運転手）【様式第10号その３】 |  |
| ④ | 請求書の提出（運転手⇒町長） | 自動車使用費用請求書（運転手)【様式第13号】請求内訳書【別紙２（３）】 | ③の使用証明書 |
| ⑤ | 経費の支払（町長⇒運転手） |  |  |

（注）１ 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長

へ④の請求をすることはできません。

２ 町長に対する上記の請求については、町選挙管理委員会で受

け付けます。

選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 |
| あらかじめ | 契約書の写し |
| ビラ作成契約届出書【様式第２号】 |
| ビラ作成枚数確認申請書【様式第５号】 |
| 請求のとき | ビラ作成枚数確認書【様式第８号】 |
| ビラ作成証明書【様式第11号】 |
| ビラ作成費用請求書【様式第14号】 |
| 請求内訳書【別紙】 |

選挙運動用ビラの作成

**候補者**

① 有償契約の締結

**ビラ作成業者**

⑤ 確認書の提出

⑥ 使用証明書の交付

②契約締結

の届出

③燃料代の

確認申請　　　　④確認書の交付　　　　　　　　　　　　⑦請求書の提出　　⑧経費の支払

**町選挙管理委員会**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続 | 必要書類【様式等】 | 添付書類 |
| ① | 有償契約の締結（候補者とビラ作成業者） | 選挙運動用ビラ作成契約書（契約に関する書面） |  |
| ② | ①の契約締結の届出（候補者⇒選管） | ビラ作成契約届出書【様式第２号】 | ①の契約書写し |
| ③ | 確認申請書の提出（候補者⇒選管） | ビラ作成枚数確認申請書【様式第５号】 |  |
| ④ | 確認書の交付（選管⇒候補者） | ビラ作成枚数確認書【様式第８号】 |  |
| ⑤ | 確認書の提出（候補者⇒ビラ作成業者） | ④の確認書 |  |
| ⑥ | 作成証明書の交付（候補者⇒ビラ作成業者） | ビラ作成証明書【様式第11号】 |  |
| ⑦ | 請求書の提出（ビラ作成業者⇒町長） | ビラ作成費用請求書【様式第14号】請求内訳書【別紙】 | ④の確認書⑥の作成証明書 |
| ⑧ | 経費の支払（町長⇒ビラ作成業者） |  |  |

（注）１ 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長

へ⑦の請求をすることはできません。

２ 町長に対する上記の請求については、町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 |
| あらかじめ | 契約書の写し |
| ポスター作成契約届出書【様式第３号】 |
| ポスター作成枚数確認申請書【様式第６号】 |
| 請求のとき | ポスター作成枚数確認書【様式第９号】 |
| ポスター作成証明書【様式第12号】 |
| ポスター作成費用請求書【様式第15号】 |
| 請求内訳書【別紙】 |

選挙運動用ポスターの作成

**候補者**

① 有償契約の締結

**ポスター作成業者**

⑤ 確認書の提出

⑥ 作成証明書の交付

②契約締結

の届出

③作成枚数の

確認申請　　　　④確認書の交付　　　　　　　　　　　　⑦請求書の提出　　⑧経費の支払

**町選挙管理委員会**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続 | 必要書類【様式等】 | 添付書類 |
| ① | 有償契約の締結（候補者とポスター作成業者） | 選挙運動用ポスター作成契約書（契約に関する書面） |  |
| ② | ①の契約締結の届出（候補者⇒選管） | ポスター作成契約届出書【様式第３号】 | ①の契約書写し |
| ③ | 確認申請書の提出（候補者⇒選管） | ポスター作成枚数確認申請書【様式第６号】 |  |
| ④ | 確認書の交付（選管⇒候補者） | ポスター作成枚数確認書【様式第９号】 |  |
| ⑤ | 確認書の提出（候補者⇒ポスター作成業者） | ④の確認書 |  |
| ⑥ | 作成証明書の交付（候補者⇒ポスター作成業者） | ポスター作成証明書【様式第12号】 |  |
| ⑦ | 請求書の提出（ポスター作成業者⇒町長） | ポスター作成費用請求書【様式第15号】請求内訳書【別紙】 | ④の確認書⑥の作成証明書 |
| ⑧ | 経費の支払（町長⇒ポスター作成業者） |  |  |

（注）１ 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ

⑦の請求をすることはできません。

２ 町長に対する上記の請求については、町選挙管理委員会で受け付けます。